

岩美町地域防災計画（案）の概要について

番号	見直しの要因	見直しの内容	記載箇所	該当頁
1	平成30年7月豪雨及、令和2年7月豪雨、その他全国の災害の状況を踏まえた対応	○自助（防災リーダーの育成、防災教育の充実）・共助（支えマップ作りによる避難体制の整備）の取り組み推進による住民主体の地域防災力の向上について追記	第2章 第8節 第2-5	64
		○防災重点ため池への対策として、ため池ハザードマップ作成、町民への周知と併せて避難体制の整備について修正及び追記	第2章 第4節	36～37
		○在宅避難者、車中泊避難者への生活物資等の支援や被災者支援情報を提供し避難所への避難を促すとともに、状況の把握に努める旨を追記	第3章 第11節 第5-4	176～178
		○大規模広域災害に備え、市町村圏域を超える円滑な広域避難等を行えるよう他の自治体や運送業者等の協定の締結に努める旨を追記	第2章 第8節 第4	64～65
		○復興支援体制の取り組みとして、被災者の生活復興支援体制（災害ケースマネジメント）の整備について追記	第2章 第1節 第7-4 第6章 第2節 第2-3	29 307
2	令和3年12月、令和5年1月の大雪を踏まえた対応	○ライフラインの途絶を予防するため、関係機関との連携のもと、事前伐採を行うよう努めるほか、また自力で除雪が困難で安全上急を要する地区に対し、必要に応じて町、鳥取県関係団体が連携し除雪支援を行う旨を追記	第5章 第1節 第3	293～294
		○孤立予想集落に対応した集落との連絡手段の確保、物資の提供、避難場所の確保に努める旨を追記	第5章 第3節 第1-3	296～297
3	能登半島地震を踏まえた対応	○孤立予想集落への対応として、道路やライフライン、通信など孤立状況を把握し関係機関と情報共有するとともに、孤立の解消に向けて施設等の復旧、代替交通や通信手段の確保、物資の供給、住民の救出などに取り組むほか、鳥取県へ「ドローンレスキュー・ユニット」の派遣を要請するとともに、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるようドローン等の輸送手段の確保に努める旨を追記	第2章 第3節 第5 第3章 第17節 第1～3	35 235～236
		○災害時の交通の確保を目的として、道路啓開の実施について追記	第3章 第12節 第12-2	207
		○救出・救助活動の迅速化に資するため、「災害時における安否不明者等公表実施要領」に基づき個人情報の収集や提供、安否不明者等の氏名の公表にあたるほか、救助にあたる関係機関が救助に際し位置情報を取得することが不可欠であると認められる限り、携帯電話事業者等に要請のうえ位置情報を取得する旨を追記	第3章 第5節 第1-4 第3章 第12節 第10-2	129～131 201
		○配慮が必要な被災者を、良好な避難所環境に早期移行することについて追記	第3章 第11節 第5-3	175～176
		○災害救助法が適用されるような大規模災害が発生し、町だけでは対応が困難な場合は、鳥取県は物資や人員などの避難所運営に係る支援を行う旨を追記	第3章 第11節 第6	177
		○避難所の生活や保健衛生に係る環境を整備するため、鳥取県へのトイレ・シャワー等の支援要請を行う旨を追記	第3章 第12節 第9-3 第3章 第12節 第19-1, 2	200 222
		○耐震化の促進を図るため、耐震ケースマネジメントにより住宅所有者の課題解決に取り組む旨を追記	第4章 第2節 第2-4	254
		○津波に対する監視体制の強化として、鳥取県は河川や港湾の監視カメラ及び水位計を活用した情報を提供する旨を追記	第4章 第2節 第3-3	256
		○通電火災の予防促進のため、住宅防火対策に周知等に取り組むほか、感震ブレーカーの設置支援に取り組む旨を追記	第2章 第7節 第4 第4章 第2節 第2-7	52 255
		4	全国で発生している山林火災を踏まえた対応	○林野火災に係る予防計画及び応急対策について追記
第3章 第10節 第2	157～160			
5	組織の見直しに伴う対応	○保健所設置市である鳥取市が東部圏域の「保健医療福祉対策部」を担うこと等に伴い、医療急救護や健康及び心のケア対策、福祉活動、公衆衛生の分野を修正 ○町の組織の見直しに伴い、班体制等を修正	第3章 第12節 第4～5	187～191
			第3章 第12節 第7～8	195
			第3章 第1節 第1-3 第3章 第1節 第3-2	91～95 105
6	地震・津波の被害想定の見直し（平成30年12月）を踏まえた対応	○被害想定及び想定を踏まえた予防、対策を修正	第4章 第1節～第4節の全般	

番号	見直しの要因	見直しの内容	記載箇所	該当頁
7	災害対策基本法、国の防災基本計画、各法令の改正等を踏まえた見直し	○災害の切迫度に応じた5段階の警戒レベルにより円滑な避難誘導等を促す旨を追記	第3章 第11節 第2-2	162～164
		○被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等において、関係機関との連絡体制を構築し、円滑な災害ボランティア活動の連携に努める旨、また防災ボランティア活動において情報共有の会議を設けるとともに、研修や訓練を通じて体制強化に努める旨を追記	第2章 第14節 第5～第6	86
		○避難所等におけるペットの受け入れ体制の整備、訓練や研修等を通じた受入体制の検証、飼い主への適正飼養に係る周知や普及啓発に努める旨、また避難所では関係者で調整のうえ適切に受け入れる旨を追記	第2章 第8節 第1-5 第3章 第11節 第5-1	62 172
		○浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設は避難確保計画を策定し、訓練を実施するとともに、町は必要な助言を行うことを追記	第2章 第1節 第6	28
		○災害リスクと取るべき行動の理解促進の取り組みとして、安全な場所での在宅避難、分散避難、避難に関する情報の普及促進について追記	第2章 第11節 第1-1 第3章 第11節 第2-2	74 164～165
		○避難所等における住民以外の避難者の適切な受け入れについて追記	第3章 第11節 第5-2	173
		○避難情報の変更（避難勧告と避難指示（緊急）の1本化）に伴う修正	全般	
		○個別避難計画の作成を努力義務とし、地区防災計画との整合を取りながら一体的な運用が図られるよう追記	第2章 第13節 第6-9	82
		○福祉避難所に受け入れを想定していない避難者が生じることがないように、必要に応じて福祉避難所の指定の際に、受入対象者を特定して公示する旨を追記	第2章 第13節 第7-1	83
		○広域応援体制の円滑化に向け、関係機関相互のホットラインを確保並びに受援体制の整備について追記	第2章 第1節 第5	28
		○避難所における車中泊避難への受入環境の整備や健康への配慮、必要な物資の備蓄について追記	第2章 第8節 第1-1	59
		○新たな防災気象情報の運用（令和8年5月下旬予定）とその対応について追記	第3章 第11節 第2-4	169
8	避難所の生活環境確保に係る国のガイドラインを踏まえた対応	○鳥取県は、大規模災害により長期の避難生活が想定される場合は、県災害対策本部に災害時食料供給センターを設置し、食料の供給に係る一元的な管理を実施し、温食の提供等に取り組む旨を追記	第3章 第12節 第1-2	179
		○避難所の環境整備のため、居住スペース・就寝環境、寒暖対策、トイレ、食事、入浴、ペットの対応などの環境改善項目毎に、環境改善内容を設定し改善に取り組む旨を追記	第3章 第11節 第5-3	175
9	災害時における情報の共有、迅速・確実な情報の伝達、情報伝達の複層化に係る対応	○鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」などによる情報発信について追記	全般	
		○鳥取県の総合防災情報システムを活用により関係機関の情報を共有する旨を追記	第3章 第4節 第3-1	123
		○町公式アカウントによるSNSを活用した情報発信について追記	全般	
		○外国人への災害情報等の提供手段として、Safty tips(観光庁アプリ)を追記	第2章 第13節 第2	80
10	その他	○浸透・浸食等の簡易評価（河川堤防機能の気弱性評価）を踏まえた危険性の高い箇所についても、河川災害危険個所とする旨を追記	第3章 第8節 第6-4	145
		○空家への対策について追記	第2章 第5節 第6	39
		○気象に係る基準等を時点修正	第3章 第4節 第1	109～114
		○女性の視点に立った避難所の実現に向けた取り組み、避難所の運営に係る多様な性のあり方に対する配慮について追記	第2章 第5節 第6-2 第3章 第11節 第5-2	65 174
		○避難所における感染症対策の強化、住民への感染症対策の周知について追記	第2章 第8節 第1-2 第2章 第8節 第1-7	59～60 62～63
		○医療的ケアを必要とする方に対する資機材等の整備や配慮等の取組について記載	第2章 第13節 第7-1	83
		○バッテリー等の資機材の整備や鳥取県からの支援により、避難所における電源確保に取り組む旨を追記	第3章 第10節 第5-1	172
		○町による障害物除去を行う場合において、迅速な損壊家屋の解体・撤去が円滑に行えるよう、実施方法について明記	第3章 第12節 第11-10	205～206
		○大規模災害時に災害支援団体（ボランティア団体）等が円滑に活動できるよう、関係機関で被害状況や支援ニーズ等を情報共有するとともに災害支援団体等の支援活動調整を行う旨を追記	第3章 第6節 第5	137
		○原子力編について、鳥取県地域防災計画（原子力編）を基に時点修正	第4章 第5節の全般	
		○町の概要等を時点修正	第1章の全般	
		○自主防災組織強化の取り組みとして、防災士の資格取得に要する経費の支援や自主防災組織の訓練実施を促す奨励金の交付について追記	第2章 第12節 第1-4, 5	78
		○上記項目等の他、鳥取県地域防災計画にそった内容の見直し、周辺環境の変化、他の関係機関の組織の見直し、他の法令等の改正に伴う修正、文言等の軽微な修正を併せて行うこととする。また、災害想定や時点での見直し、計画本文の見直しに伴い、資料も修正するものとする。	全般	